◆ 私たちと一緒に働きませんか

看護師正規職員を募集します

【問い合わせ】上野総合市民病院庶務課 ☎ 24-1111 FAX 24-1565

上野総合市民病院では、より多くの患者さんを受け 入れ質の高い看護を提供するため、看護師を広く求め ています。伊賀の明日の医療をともに支えていきませんか。

【**募集人数**】 15 人程度

【対象者】

昭和31年4月2日以降生まれで、看護師免許を持っ ている人・平成28年3月末までに取得見込みの人

【採用予定日】

10月1日 · 平成 28年1月1日 · 4月1日

【勤務条件】

給与は基本給に、病院勤務手当・夜間看護手当など の手当が支給されます。

勤務は、日勤・準夜勤・深夜勤の3交代制です。

【休 暇】 4週8休制(週休2日制)

年次有給休暇・特別休暇・病気休暇・介護休暇など ※勤務条件・休暇など、詳しくはお問い合わせください。

【選考試験日・応募期限】

- 07月25日出午後 (締め切り:7月14日以)
- o 10月24日出午後 (締め切り:10月13日以)
- ○平成28年1月23日出午後 (締め切り:1月14日休) ※時間などは応募した人に後日お知らせします。

【試験会場】 上野総合市民病院

【選考方法】 作文・面接

【提出書類】

- O伊賀市職員選考採用試験受験申込書 (1 通)
- 〇外国籍の人は住民票などの在留資格を証する書類(1 通)

【申込先】

○〒518-0823 伊賀市四十九町831番地 伊賀市立上野総合市民病院事務部庶務課

O伊賀市総務部人事課 ☎ 22-9605 FM 22-9616

≪看護師就職説明会を開催します≫

上野総合市民病院では、「手で触れてみて考える 看護の実践」を看護理念にかかげ、看護の質の向上 に取り組んでいます。今回は、次の日程で病院説明 会を開催しますので就職を希望する人や検討してい る人は、お気軽にご参加ください。

【と き】 5月24日(日) 午前10時~午後1時

【ところ】 上野総合市民病院 本館2階小会議室

【対象者】 平成 27 年度採用試験を受けようと考え ている看護学生・看護師免許を持っている人

【内 容】 病院・看護部概要、新人教育の説明、給与・ 福利厚生について、院内見学、食事会(先輩看護師 との座談会)

【申込方法】 電話・E メール ※要事前申し込み ※病院見学は随時受け付けています。当日、都合の つかない人もお気軽にお問い合わせください。

【申込期限】 5月21日休

【申込先・問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565

⊠byouin-keiei@city.iga.lg.jp



◆ 特産農産物の付加価値化と栽培農家の経営向上をめざして

特産農産物などの生産を支援

【問い合わせ】農林振興課 **☎** 43-2302 FAX 43-2313

【対象者】 市内に住所があり、指定した特産農産物を 耕作する生産組織・生産者

【指定特産農産物】 搾油用菜種・アスパラガス 【助成金額・対象要件】

○搾油用菜種:出荷販売または加工処理施設量1kg あたり50円

※指定処理施設「菜の舎」へ出荷販売または加工処理 をしたものに限ります。

oアスパラガス:購入1株あたり30円

※新規または更新により購入したものに限ります。

※申請多数の場合は予算内で調整します。

【提出期限】 ○搾油用菜種:「菜の舎」へ出荷販売ま

たは加工処理をした日から3カ月以内

oアスパラガス:新規または更新によって、株を購入 した日から3カ月以内

※書式は、市ホームページからダウンロードできます。

【必要な書類】 ○搾油用菜種

- ① 「菜の舎」への入荷伝票の写し
- ②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など
- アスパラガス
- ①購入を証する書類(領収書など)
- ②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など

【提出先】

農林振興課・各支所振興課(上野支所を除く。)

◆ 環境性能に応じて3段階の軽減措置があります

軽自動車税のグリーン化特例

【問い合わせ】課税課 ☎22-9613 FAX22-9618

【対 象】

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで に新規登録し、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境 負荷の小さい四輪以上・三輪の軽自動車

【内容】 取得した日の属する年度の翌年度(平成 28年度) 分の軽自動車税の税率を軽減する特別措置

(軽自動車税のグリーン化特例(軽課))があります。

なお、この特例措置は、自動車税・軽自動車税にお ける環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特 例(軽課)とあわせて見直されます。

※平成28年4月1日以降に新規登録する車両の軽減 措置については、まだ決定されていません。

◆軽自動車税の軽減措置

区分			平成 28 年度の税率(年税額)			
	種	別	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに 新規登録した車両			
			軽減なし	おおむね 75%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 25%軽減
軽自動車	三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	被けん引車		3,600円	_	_	_

※排出ガス性能などは、「自動車検査証」の備考欄を確認してください。

◆原付などの 税率引き上げを 延期します

平成 27 年度以降に予定 していた原動機付自転車・ ミニカー・小型特殊自動車・ 二輪の軽自動車・二輪の小 型自動車の税率の引き上げ 時期が、税制改正に伴い、 平成27年4月1日から平 成28年4月1日へ1年延 期になりました。

◆ 市・県民税「特別徴収」の納税通知書を発送します

個人住民税の納税は特別徴収で

【問い合わせ】課税課 ☎22-9613 FAX22-9618

事業所などに勤務している人の個人住民税(市・県 民税)は、所得税と同様に原則として、事業主が給与 から徴収した上で、従業員に代わって市町村に納入し ていただくことになっています。パートやアルバイト などの人も原則、特別徴収となります。

特別徴収されていない場合は、事業主に確認してく ださい。

■従業員のメリット

O金融機関などへ出向いて納税していただく手間を省

くことができます。

○普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別 徴収は年12回(6月から翌年5月まで)のため、 1回あたりの従業員の負担が少なくなります。

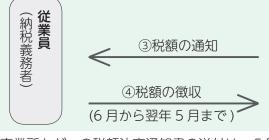
■事業所などのメリット

事業所など

特別徴収義務者

- o所得税のように、税額の計算や年末調整の必要はあ りません。
- ○従業員が常時 10 人未満の場合は、市長の承認を受 け、年12回の納期を年2回とすることができます。

【特別徴収(給与天引き)による納税のしくみ】



※事業所などへの税額決定通知書の送付は、5月中旬 を予定しています。

事業主の皆さんの協力をお願いします。

①給与支払報告書の提出 (1月31日まで) ②税額決定通知書の送付 (5月31日まで) ⑤税額の納入 (翌月10日まで)

(税の計算)

【問い合わせ】 0事務に関すること:課税課(伊賀市) O制度に関すること: 三重県総務部税収確保課

2 059-224-2133